

令和8年4月1日より

# 自転車の違反に交通反則切符（青切符）による

## 取り締まりが始まりました

※16歳以上の方が取り締まりの対象です。

青切符の対象となる違反行為（反則行為）は、信号無視や通行区分違反（右側通行など）、指定場所一時不停止など75種類で、実際には、以下のような悪質・危険な行為が取り締まり対象となり、青切符が交付されます。

- 「携帯電話使用等(保持)」や「遮断踏切立ち入り」「自転車制動装置不良」など重大な事故につながる恐れが高い違反をしたとき。
- 違反により、歩行者を立ち止まらせたり、他車の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき。
- 違反を同時に二つ以上行い、事故の危険が高まっているとき。
- 違反であることについて指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき。

こんな違反行為が青切符の対象です（反則行為の例）

### 🚦ながらスマホ（携帯電話使用等(保持)）



★運転中、スマートフォンなどを手に持って、通話したり画面を見続けたりしてはなりません。

反則金 **12,000円**

■罰則…6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

●片手運転をすることになり、周りに注意も向かなくなるので非常に危険です。

### 🚦遮断踏切立ち入り



★遮断機が閉じようとしているときや閉じている間、警報機が鳴っている間は、踏切に入ってはなりません。

反則金 **7,000円**

■罰則…3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

◆踏切不停止等…踏切を通るときは、直前で一時停止し、安全を確認しなければなりません。  
(反則金は6,000円、罰則は「遮断踏切立ち入り」と同じ)

### 🚦運転中のヘッドホン・イヤホンの使用 〈公安委員会順守事項違反〉



★安全な運転に必要な周囲の音や声が聞こえないような状態で運転してはなりません。

反則金 **5,000円**

■罰則…5万円以下の罰金

●車の走行音やクラクション、緊急自動車のサイレン、歩行者の声などが聞こえなくなる恐れがあります。

### 🚦歩道徐行等義務違反



★歩道を通行できる場合でも、決められた部分を徐行するなど、歩行者を優先させなければなりません。

反則金 **3,000円**

■罰則…2万円以下の罰金または科料

◆路側帯進行方法違反…路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。  
(反則金、罰則は「歩道徐行等義務違反」と同じ)

### 🚦並進（並進禁止違反）



★自転車は、他の自転車と横に並んで走ることできません。

反則金 **3,000円**

■罰則…2万円以下の罰金または科料

●車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他車(者)の通行の妨げになります。

### 🚦2人乗り（軽車両乗車積載制限違反）



★都道府県公安委員会が定める乗車制限を超えて乗車をさせ、自転車を運転してはなりません。

反則金 **3,000円**

■罰則…2万円以下の罰金または科料

●荷台などに人を乗せて運転すると、バランスを崩して転倒したり、ふらついて進路を乱したりする危険があります。

飲酒運転（酒酔い、酒気帯び）や妨害運転などの極めて悪質・危険な違反行為には、より重い罰則である交通切符（赤切符）が交付され、刑事事件になります。

問い合わせ先：総務課 防災交通室 ☎85-3080